平成２２年（フ）第１３２号
北海道苫小牧市明徳町１丁目31番17号　ロイヤルハイム錦岡204号
債務者　中村　綾子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１３９号
北海道苫小牧市住吉町１丁目４番８―501号
債務者　蔵野　智美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１４１号
北海道苫小牧市木場町２丁目14番15号　ジュピエル北央102号
債務者　廣田　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６６７号
宮城県名取市増田四丁目９番33―203号　ロイヤルシャトー名取
債務者　塚部　秀之
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７９９号
仙台市泉区黒松３丁目２番14―201号
債務者　藤田　信宏
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
宮城県柴田郡大河原町大谷字稗田前23番地３
債務者　秋保由美子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第９０号
宮城県柴田郡大河原町字新東16番地６
債務者　山崎　博史
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第９３号
宮城県柴田郡柴田町槻木白幡４丁目10番１号
債務者　吉田真梨子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第８号
宮城県気仙沼市四反田82番地３
債務者　千葉　孝行
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第１３９号
福島市本内字北下釜24番地の２　若草荘２Ｆ－３
債務者　木村　光子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１５１号
福島県二本松市郭内２丁目69番地６
債務者　菅野みさお
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６９号
群馬県桐生市相生町５丁目108番地の６
債務者　藤井香奈子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２８０号
千葉市稲毛区轟町２丁目８番２棟303号
債務者　大野　公代
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５２５号
千葉県市原市ちはら台東４丁目17番地８
債務者　藤田　慶子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５３２号
千葉市若葉区千城台東１丁目25番16号　メゾンドリーム201号
債務者　田口　晃明
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５５０号
千葉県船橋市南三咲１丁目31番16号
債務者　辻村健太郎
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５６２号
千葉市緑区おゆみ野中央９丁目３番地22
債務者　田中　文愛
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５７４号
千葉県船橋市金杉台１丁目２番２棟401号
債務者　伊藤　貴行
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係